

京丹後市入札監視委員会(令和元年度第2回) 議事概要

開 催 日 時	令和2年1月29日(水) 午後1時30分～午後4時00分	
開 催 場 所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 15号館2階N202評価員室1 (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため2会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 田辺 保雄(弁護士) 委員 角田 暁治(京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 村尾 慎哉(公認会計士)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ(中西総務部長) 2 報告事項 (1) 前回抽出工事に係る検討について 3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 村尾委員を選出(五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ(坪倉入札契約課長)	
審 議 対 象 期 間	平成31年4月1日 ～ 令和元年9月30日	
抽 出 案 件	総件数 6件	(備考) 対象件数 149件
一 般 競 争 入 札	2件	
公 募 型 指 名 競 争 入 札	—	
通 常 指 名 競 争 入 札	1件	
随 意 契 約	3件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回 答 等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、入札状況に異常値がないかの分析をして、異常値と判断したものについては何らかの追加手続きを実施するなどの仕組みを検討していただきたいこと。 入札の制度を改善したり、状況に合わせて変えていくなど、より良い方向に運用を現状に合わせていくような先読みする意識を持っていただきたいこと。 落札価格が最低制限価格に貼りつくような事例が多発している場合は、予定価格の算定方法が妥当か、もう一度真摯に検討い	

ただきたいこと。

2号理由での1者随意契約において、予定価格を算出するに当たり、参考見積を徴取する相手方は、契約の相手方以外の業者からの情報も得るなどの努力をしていただきたいこと。

別紙

「2 報告事項」関係

1 前回抽出工事に係る検討について

- ※ 令和元年度第1回入札監視委員会の審議案件において、委員からの意見があり、競争原理が働く業者選定基準の見直し、予定価格と落札価格が大きく乖離する場合の検証手続きの必要性、最低制限価格の設定方法見直しの3点について検討した考えを報告したものの、その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

意見・質問	回答等
<p>○ 予定価格と落札価格の乖離について (1) 予定価格の設定については、検証したのか。</p>	<p>落札価格が低くいけたとはどういうことであったかという角度での検証をしています。業者の積算は明確にならない部分がありますが、C等級で企業規模が小さいということもあり、一般管理費の諸経費関係が低く抑えられ、結果低価格で応札できたものとみています。</p>
<p>○ 予定価格と落札価格の乖離について (2) 経費が低く抑えられることが一般的に言えるのであれば、それを反映した予定価格の設定に変えなくてもよいのか。</p>	<p>どの業者が落札するか分かりませんので、積算上は一律の考え方で積算せざるを得ないと思っています。</p>
<p>○ 予定価格と落札価格の乖離について (3) 経費が低く抑えられたためにこういう事態が生じているならば、予定価格の算定方法を変える要素として検討すべきと思う。</p>	<p>引き続き検討します。</p>

「3 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 平成31年度京丹後市浄化槽設置工事その1・・・一般競争入札

- ※ 同日の開札で、5件が同じ2業者の抽選（同価入札によるくじ引き）となっており、かつ、同一業者が4件を落札している案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札参加業者について (1) 同日に開札した5件の同様の工事</p>	<p>災害復旧工事が多い発注時期と、5月に出させていた</p>

意見・質問	回答等
<p>で、全て入札参加業者は2者であるが、それ以外の業者がなぜ入札されなかったのか。</p>	<p>いた浄化槽工事の発注時期との関係からして、お忙しい中で、この2者の方が応札していただいたと考えています。</p>
<p>○ 入札参加業者について (2) 落札業者は災害復旧工事に入っていないが、応札したもう1者は、災害復旧工事にも入札していたのか。</p>	<p>応札されたもう1者は災害復旧工事にも入札されています。</p>
<p>○ 発注時期について (1) 浄化槽工事を5月にまとめて8件発注しているが、発注時期を分散させることはできないのか。</p>	<p>前年度末を含めて申し込みのあった工事をまとめさせていただき、初めての予算執行ということで5月に集中的に発注しています。</p>
<p>○ 工事の飛び番号について (1) 浄化槽工事において、その1から順番に番号があるが、その4の工事はなかったのか。</p>	<p>浄化槽工事その4については、随意契約としています。</p>
<p>○ 発注方法について (1) 同日開札の4工事を1者で受注しているが、まとめて入札した方が、共通部分の経費が合理化できるのではないか。</p>	<p>まとめて発注すると工期が長くなることもあり、施主様は早期完成を望んでおられるため、まとめ発注ではなく、地域等を鑑みながら2、3個まとめた形で発注をし、早期完成を目指しています。</p>
<p>○ 発注方法について (2) 工事をまとめても、個別に分散しても積算価格の合計額は同じになるのか。</p>	<p>浄化槽の金額自体がそれほど高いものではないため、まとめても積算価格に大きな差はできません。</p>
<p>○ 複数工事の発注について (1) 仮に、同日開札の5件の工事を全てC等級の業者が落札した場合、工事が順調に進む保証や何らかの配慮はあるのか。</p>	<p>どの工事にも契約工期を定めており、それを承知した上で入札に参加していただいていますので、結果的に同じ業者が落札されても、問題なく工事は完成していただけるものと理解しています。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 複数工事の発注について (2)</p> <p>同日に複数の同種工事を落札していて、主任技術者の配置は満足できているのか。</p>	<p>今回の浄化槽工事の金額規模であれば、建設業法において主任技術者を非専任で配置することとなっています。非専任であれば、複数の工事を掛け持つことができ、場合によっては、4件の工事の主任技術者を1人の方が主任技術者として現場の管理をしていくことになりますが、建設業法上は問題なく、適正に工事が施工されるものと理解しています。</p>
<p>○ 複数工事の発注について (3)</p> <p>複雑な工事になった場合、配置予定技術者の条件設定は変わってくると思うが、複数の工事を同時に受注すると、現実的に工事の進捗に影響は出ないのか。</p>	<p>今日現在、浄化槽工事については、特に問題なく、順調に工事も施工していただいています。</p>

2 平成31年度 京丹後市浄化槽設置工事その24・・・一般競争入札

※ 入札者が1者しかなく、落札率が100%である案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 落札率について (1)</p> <p>5月の浄化槽工事では最低制限価格での入札であったが、その後は99%や100%の落札率が散見されている。なぜ、このようになっているのか。</p>	<p>特段、この入札に関して新しい事案が発生したということはありません。また、他の業者がなぜ応札していただかなかったかという分析はしておりません。</p>
<p>○ 競争性について (1)</p> <p>競争が行われることを目的に入札制度を実施するため、1者でも応札いただいたから良いという発想ではなく、もう少し競争が活発になることを期待して、入札制度を運用することを検討すべきではないか。</p>	<p>一般競争入札及び指名競争入札等で発注させていただいた時点で競争の原理は働いていると考えています。今回については、その競争の原理を働かせた競争入札を執行した結果、1者での100%の落札に至ったものと考えています。今後も入札については、競争原理が働く形で執行していきたいと考えています。</p>

意見・質問	回 答 等
<p>○ 応札価格について（意見）</p> <p>予定価格も最低制限価格も積算できる業者が、5月の時は最低制限価格で応札しているのに、4ヶ月後には予定価格の100%で応札してくるということは、どのような背景があるのか。本来の需要と供給の関係であれば、多くの仕事を出せば競争は緩やかになり価格は高くなるし、供給が少なければ、需要が多くなって価格は低くなるのが普通だと思うが、今回は逆の方向にベクトルが見える気がする。</p>	

3 宇川小学校屋内消火栓配管改修工事・・・通常指名競争入札

※ 落札率が93.66%と比較的高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 応札価格について（1）</p> <p>予定価格を2者が超過しているが、情報公開請求があっても積算が難しかったということか。</p>	<p>うまく積算がされなかったものと思っています。</p>
<p>○ 入札願末について（1）</p> <p>入札願末書の中で、入札書不着と辞退とがあるが、違いは何か。</p>	<p>入札書不着とは、辞退届が提出されずに入札がされなかった場合のことで、辞退とは、辞退届が提出されて入札を辞退した場合のことです。</p>
<p>○ 入札願末について（2）</p> <p>入札書不着に対するペナルティはあるのか。</p>	<p>指名停止等の措置要綱において、不正又は不誠実ということで、入札に際して資格確認通知又は入札通知を受けた場合において、過去2年に2回正当な理由なく参加しなかった場合については、停止1箇月という規定があります。</p>

意見・質問	回答等
<p>○ 入札方式について (1)</p> <p>なぜ一般競争入札ではなく、指名競争入札なのか。</p>	<p>業者の格付けがない工種であるため、管と消防施設における完成工事高を一定規模以上として、指名競争入札にしています。</p>
<p>○ 入札方式について (2)</p> <p>発注等級なしでも一般競争入札が他にもあるのはなぜか。</p>	<p>災害復旧工事では、土木一式のA、B、C等級として、ただし1千万円以上はA、B等級ですが、発注等級については基本的になしとしています。</p>
<p>○ 入札方式について (3)</p> <p>災害復旧工事以外は、発注等級がない場合は、必ず指名競争入札になるということか。</p>	<p>発注工種によって、一般的には、等級区分がある工種については一般競争入札を実施しており、等級区分のない工種については指名競争入札を実施していますが、特殊な工事については格付けがない工種であっても、施工実績を求めたりする工事もありますので、そういった特殊な工事については一般競争入札を実施する場合があります。</p>
<p>○ 入札参加業者について (1)</p> <p>9者指名した内、予定価格の範囲内に3者しか入っていないが、その背景は何かあるのか。</p>	<p>業者に確認しているわけではないですが、学校の工事であり夏休みにやっていただきたいということで、工期の設定をしています。そのため、その時期に他の工事が入っているという場合もあるかと思いますが、この3者については、意欲をもって応札いただいたのではないかと思います。</p>
<p>○ 工期の設定について (1)</p> <p>開札が7月18日で工期が9月末までであるが、これは一般的な設定なのか。もっと早く出せば応札も入りやすいのではないか。</p>	<p>年度の最初に設計をしており、その設計の期間が影響してこの時期になったものです。</p>

4 峰山途中ヶ丘公園陸上競技場附属施設等整備(機械設備工事)・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において不落となり、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合、予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 初度の入札について (1) 初度の入札で予定価格を超過して不落となった原因は何か。</p>	<p>広い敷地の中で段階的に工事を行う必要があり、経費もかかるという想定をされたのではないかと推測しています。</p>
<p>○ 応札価格について (1) 建築工事は積算が難しいのか。</p>	<p>機械設備工事ということになっていますが、新築部分と改修部分があり、諸経費もそれぞれで変わってくるというところがあります。ただ、そういう工事の受注をしている業者ですので、その辺は承知いただいていると考えています。</p>
<p>○ 予定価格について (1) 入札が不落になった後で、見積りを取る際に、業者は予定価格をわかっているのか。</p>	<p>予定価格はわかっていない状態での応札になっています。</p>
<p>○ 応札価格について (2) 入札の際には、最低金額はわからないのか。</p>	<p>入札の場合、1 回目の最低応札価格は公表され、2 回目はその金額を承知の上、それ以下で応札をすることになります。</p>
<p>○ 見積価格について (1) 2 回目の最低応札価格を超えた額で見積りをしている業者があるが、ルールとしては問題ないのか。</p>	<p>ルールとしては問題ありません。 また、今回その随意契約時の予定価格については、新しい単価が出ていましたので最新の単価に置き換えて、再度随意契約の見積りを依頼したのもでもあり、そういう部分からも問題はないと考えています。</p>
<p>○ 工事の発注方法について (1) 建築主体工事を別途入札しているが、まとめることはできないのか。</p>	<p>まとめて発注することも全くできないわけではないですが、市の方針として分離分割して出せるものは出すという</p>

意見・質問	回答等
か。	方針がありますので、工種が違うため、分離して発注しています。
<p>○ 工事の発注方法について (2)</p> <p>建築主体工事の業者との連携や工期などを綿密に打ち合わせしていく必要があるなら、最初から1者で全て入札した方が合理的ではないか。</p>	<p>確かに工種が違う業者が現場に入ってくると、調整という点においては1者の方が合理的であるというのはご指摘の通りですが、分離分割して一定規模のものは発注するという方針がありますので、それに基づいて分けて発注しています。</p>

5 令和元年度京丹後市網野最終処分場上水加圧ポンプ整備工事・・・ 随意契約

※ 落札率が72.41%と低い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 見積金額について (1)</p> <p>汚泥の関係の整備工事もしていた関係で金額としては問題ないということか。</p>	<p>工事が重なった状況にあった中での金額ですので、特に問題はありませんでした。</p>
<p>○ 落札率について (1)</p> <p>汚泥の関係の整備工事の方は落札率が94.56%と高い率になっており、それとセットだから今回は落札率が抑えられたということか。</p>	<p>セットということではなく、汚泥の脱水機の分解工事の方を先行して契約の話をしており、その後、この加圧ポンプの工事が発生してきたので、後の契約の中でその現場管理費については共有できるという判断もあり、契約金額が低くなっているということです。</p>
<p>○ 発注時期について (1)</p> <p>契約日は同じ日になっているが、汚泥の工事の方を先行して進めていたということか。</p>	<p>契約日は同じ日になっていますが、実際には、汚泥の工事の方は6月20日に起工しており、加圧ポンプの工事は7月5日に起工しています。</p>
<p>○ 工事の発注方法について (1)</p> <p>この2つの工事を分けることによって高い金額で契約せざるを得ない事になる可能性があると思うが、最初から二つの工事をセットで発</p>	<p>加圧ポンプの工事については、ポンプ自体が壊れたのが7月2日以降に発覚した状況があり、それまでに既に汚泥の方の工事の話は進めていましたので、その2つを抱き合わせて進めることはできませんでした。</p>

意見・質問	回 答 等
注すれば積算はもっと下がったということにならないか。	
○ 工事の発注方法について (2) 結果的に落札額は汚泥の方の工事に引っ張られているが、積算する段階でその辺りは考慮できないのか。	積算については、この2つの工事を抱き合わせということではなく、純粋に加圧ポンプの工事に関わる部分での積算にすることが本来であると考えています。
○ 落札率について (2) 落札率が低い結論としては、受注業者が良心的だったということか。	走るような形で2つの工事が重なったという状況の中で、共有できる経費について考慮していただけたと理解しています。

6 令和元年度 京丹後市情報通信基盤施設整備事業加入者系伝送路等工事その3
… 随意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回 答 等
○ 業者選定について (1) 随意契約でNTT西日本にお願いする以外は方法がないのか。	NTT 西日本にしかできない工事ですので、1者に限られます。
○ 予定価格について (1) 他の行政等でも同様の工事があると推察するが、そのことを認識しているのか。また、その時の価格を今回の金額と比べてどうなっているか。	特殊品に関しては、NTT 西日本の見積りを参考にしていますし、それ以外については公共積算の単価を使用するなど、また同様の工事などの単価を参考にして、複合的に算出をしています。
○ 予定価格について (2) 最初にNTT西日本に参考見積を依頼するのか。	今回発注する数量に応じた参考見積をいただいて、その時点で金額の判断をしています。

意見・質問	回答等
<p>○ 伝送路等工事について (1)</p> <p>幹線伝送路等工事は指名競争入札で、NTT西日本が落札されているのか。</p>	<p>幹線伝送路等工事は、NTT西日本以外も落札して工事を行っています。</p>
<p>○ 伝送路等工事について (2)</p> <p>加入者系伝送路の引込工事は条件付一般競争入札であるが、NTT西日本以外でもできるのか。</p>	<p>条件付き競争入札の段階で条件をつけており、もともとこの事業の運営を行う事業者をプロポーザルで募集をして、それが NTT 西日本であったということで、NTT 西日本がサービスを展開するために各家庭への引き込みを行うということになるため、他の業者でも入札に参加することはできません。</p>
<p>○ 伝送路等工事について (3)</p> <p>条件付一般競争入札ということだが、応札があったのはNTT西日本だけだったということか。</p>	<p>結果的に NTT 西日本の 1 者が入札に参加をしたということで、その当時の条件としては、京都府内に営業所を有するもの、その理由としては、サービスレベルの確保のため府下の保守拠点から駆けつける必要があるということで、この事業を行うための条件をつけて入札を行っていました。</p>
<p>○ 随意契約理由について (1)</p> <p>加入者系伝送路工事を条件付一般競争入札でNTT西日本がしているために、今回は 2 号理由になるということか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>○ 伝送路等工事について (4)</p> <p>加入者系伝送路工事をする段階で、それ以降の追加工事は随意契約せざるをえないということは自動的に決まるということか。</p>	<p>そうなります。</p>
<p>○ 見積価格の妥当性について (1)</p> <p>条件付一般競争入札をする時に追加工事があることは想定していると思うが、追加工事の金額が妥当</p>	<p>当初の工事以降、同年度の同様の工事であるとか、前年度の同様の工事の見積単価などを比較して、見積金額を不当に高く設定されていないかどうかの点検は常に行うよう</p>

意見・質問	回答等
<p>になされるように、事前に何か手立てをしておくのか。</p>	<p>にしています。</p>
<p>○ 見積価格の妥当性について (2) 予定価格よりも 1、2 割高い見積りであった時に、1 者随意契約だと拒むことができないと思うが、そういう事態を防ぐ仕組みはないのか。</p>	<p>仕組みとしては決まったものではありませんが、過去の工事金額と比較したり、公共積算等の数字も使っていますので、極端にあがることないように、毎回の点検を確実に行っています。</p>
<p>○ 落札価格について (1) 工事概要の中で、調査戸数と追加施工等の戸数がバラバラだが、落札価格に対する 1 件あたりの費用は高くないか。</p>	<p>加入者引込伝送路敷設工事とは、新たに各家庭への引込ケーブルを引くものですし、サービス追加施工とは、既にケーブルは引きこんであるものに対して、放送又は通信のサービスの追加を行うもので、それぞれ単価は異なります。</p> <p>また、工事は申し込みのあったところから順次施工していくということで、広い市域の場所的な不利もあり、1 件あたりの単価は多少高くなっていると思います。</p>
<p>○ 予定価格について (3) 予定価格はどのように作成しているのか。予定価格のいくつかの要素にはNTT西日本が出してきた数字が入っているのか。</p>	<p>まず施工数量を決めて、それに対して事前見積という形でNTT西日本に数量を伝えて、金額をいただいています。</p> <p>特殊使用品については、NTT西日本が出してきた見積の金額になりますし、それ以外は公共積算等の単価を仕様するようにしています。</p>

「3 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告

内 容
<p>今回はありません。</p>